本号で公布された法令のあらまし

◇国土交通省組織令等の一部を改正する政令（政令第二〇三号）（国土交通省）

1　総合政策局に公共交通政策部を置くこととした。（第四条関係）

2　総合政策局に官民連携推進課等を置くこととした。（第三七条～第六一条関係）

3　国土政策局を置くこととした。（第五条関係）

4　土地・建設産業局を置くこととした。（第六条関係）

5　都市局を置くこととした。（第七条関係）

6　水管理・国土保全局を置くこととした。（第八条関係）

7　住宅局に安心居住推進課を置くこととした。（第一七八条関係）

8　自動車交通局の名称を自動車局に変更し、同局技術安全部を廃止することとした。（第一二条関係）

9　航空局に航空ネットワーク部、安全部及び交通管制部を置くこととした。（第一五条関係）

10　国際統括官を置くこととした。（第一七条の二関係）

11　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二〇四号）（経済産業省）

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二一年法律第七〇号）の施行期日を平成二三年七月七日とすることとした。

◇石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（政令第二〇五号）（経済産業省）

1　国家公務員退職手当法施行令（昭和二八年政令第二一五号）、国家公務員共済組合法施行令（昭和三三年政令第二〇七号）及び都市計画法施行令（昭和四四年政令第一五八号）の一部を改正し、規定の整理を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、平成二三年七月七日から施行することとした。

◇海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二〇六号）（国土交通省）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成二二年法律第三三号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、平成二三年八月一日とした。

◇海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二〇七号）（国土交通省）

1　油が水温その他の自然的条件により滞留することによる汚染を特に防止する必要がある海域として、南極海域を定めることとした。（第一条の一〇関係）

2　危険物となる物質の引火点の基準を六一度以下から六〇度以下に改正することとした。（別表第一の四関係）

3　この政令は、平成二三年八月一日から施行することとした。

◇薬事法施行令の一部を改正する政令（政令第二〇八号）（厚生労働省）

1　医薬関係者以外の一般人を対象とする広告を制限する必要がある医薬品として、ボリノスタット及びその製剤を指定することとした。（別表第二関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令（政令第二〇九号）（厚生労働省）

1　平成二二年四月以降に発生が確認された口蹄疫に関して、家畜伝染病予防法等による手当金等の交付を受けた者について、その所得の額が増加することにより、障害福祉サービス等に係る利用者負担が増加することのないよう、障害者自立支援法施行令の特例を設けることとした。（第三条関係）

2　平成二二年四月以降に発生が確認された口蹄疫に関して、家畜伝染病予防法等による手当金等の交付を受けた者について、その所得の額が増加することにより、介護保険サービスに係る利用者負担が増加することのないよう、介護保険法施行令の特例を設けることとした。（第二条関係）

3　平成二二年四月以降に発生が確認された口蹄疫に関して、家畜伝染病予防法等による手当金等の交付を受けた者について、その所得の額が増加することにより、障害福祉サービス等に係る利用者負担が増加することのないよう、障害者自立支援法施行令の特例を設けることとした。（第三条関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。